

その要点は、ボンド切下げの場合は補償してもらえないか、こういうことを冒頭に掲げまして、当時盛んに問題になりました生糸、絹織物等を中心といたします三角貿易の阻止方法をぜひ考えてもらいたい、英連邦が東アフリカの棉花あるいは澳洲の砂糖、かようなものをお手買占めのような形にして、間接に輸出を制限いたしておるような措置の撤廃、全面的な英連邦にわたりますところの輸入制限措置、さらには関税、船舶入港、入国あるいは所有権の不平等待遇等について、ぜひ改善をしてほしいと申入れをいたしましたが、当時の状況から行きまして、これらに對して先方からは何らの回答を得られなかつたようによつておりまつたと思いますが、この間の日英の交渉の過程は、日本政府の弱腰と申しますか、腰くだけと申しますが、かような態勢を国民は鋭く批判しております。現在輸出入銀行法の改正によりまして、業務範囲の拡張をいたしましたし、これらの交渉の過程に現われた日本政府の腰くだけ的な態度では、この改正の趣旨を全うすることは困難である。こういうようなことから私がお尋ねいたしたいのは、今度この法律を改正し、かつ設備輸出為替損失補償法等もあわせて改正をいたしました結果、東南アジア地域におきますいわゆるコロンボ・プラン、あるいはアメリカのポイント・フォア、というもののとの関係はどうなるか、これらの点についてお見通しをお話いただきたい。あわせて、最近英國がボンドの協調性を認めまして、そしてボンドの自

由交換性を把握いたしたい、かようないたしますが、この改正によりまして、御承知の日印合併製鉄会社の問題が白紙に返つたとか、複雑な状況もありますが、この改正によりまして、はたして業務分野を拡張した効果といふものが、従来の経過をたどつてみて可能であるかどうか。政府の所信を、短かい時間でありますから、ごく概略をいただきたいと思います。

○東條政府委員 宮幡先生のお尋ねの

うち、主として為替局に關係のござい

ます事項についてお答え申し上げま

す。全般の広い視野の問題に触れてお

ります発言でありますから、従来の日英

交渉の経緯はしばらくおきまして、現

在の日英の貿易關係の詰合いにおきま

す。全般の広い視野の問題に触れてお

ります発言でありますから、従来の日英

交渉の経緯はしばらくおきまして、現

</div

問題であります。こうじうことについで、為替局としてでけつこうであります。しかし、時に会期間委員会の報告文書等によるわが在外公館からの情報等によつて、何か参考になるお話を伺えました。たらぜひこの際知らせていただきたいのであります。

○東條政府委員 宮幡先生のお話の第一の問題は、比較的為替決済の問題にも関連がござりますので、從来通商長その他政府部内でいろいろ話し合をしております点について、若干お答え申し上げた方がいいだろうと思います。日英の貿易関係の話し合いにおきまして、從来の日本と各とのオープン協定の結ばれておる地域につきまして、イギリス側からこれを全面的にボンドに切りかえるというまでの話し合は参つております。ただ日本といたしましては、オーブン協定を結び、お互いに清算関係には入つておりますが、相互の話し合いによつて、場合によつて一部ボンド決済を併用するといふことも便利な場合がありはしないかと、ある程度のものでありまして、イギリス側から、日本の現在のオーブン協定を廢止してボンドに乗りかえるべきだとか、あるいは乗りかえたらいどうかといふことまで話し合は参つておらないということとは申し上げられると思ひます。それから、これはもちろん通商局の方からお話を申し上げることでございまするが、歐洲決済の問題は、これは抽象的な話としましては、今お話をございましたように、できれば多角決済方式を適用して参りまして、個々の国にお互いに清算の勘定の残高が残りまして、その決済が不履行に陥つて、貿易

の進展が阻害せられるということなります。こうじうことについで、為替局としてでけつこうであります。しかし、現在アシア決済同盟とはなかろうか。ただお話をありました。E.P.H.加入の問題がござりますと、これは具体的な問題であります。いましばらく政府といたしましても検討し、全般の情勢を見定めた上で決定すべき事柄である、具体的な問題としてはさよう考えておきます。ガットの問題といたしましては、直接心得ておりますので、いずれ別の政府委員から取調べてお答えいたせます。

○宮幡委員 欧洲決済同盟に並んでアジア決済同盟といふものをつくつたらどうかというのを申し上げられます。だから希望意見を述べられるなど、いかということが申し上げられると思いまして、いかというところから希望意見を述べられるなど、いかというところに移しまして、たとえばただいま御意見のございましたアジア決済同盟といふ具体的な仕組みがそれでは成り立てるものかどうかということになりますが、そういう場合とプラント輸出との関係は、何か有利な点があるか不明な点があるか、これらの一連の関係を立てて参りますと、これは私から申しております。私はこの必要性があるかなません、しかしほのかに推察いたしてみると、日本がもし欧洲決済同盟に参加できる、もし参加すべきであるとなれば、必要なさそうに思うのであります。しかし、もしさよな機会が得られないときは、アシア決済同盟といふものをつけ行くことが一つの考え方としては正しいのではないかと思つております。そういう意味からいいますと、日本がもし欧洲決済同盟に参加するためには、必ずしもこの決済同盟を組成いたしておりますところの各国の貿易構造をよく調べまして、そのメンバーとなる各の貿易構造において、はたして相互補完的に全体としての決済関係、バランスがとり得るかどうかという、この貿易収支を具体的に検討してみると、これがひとつの必要かつ必要なことです。つまり、この決済同盟が得られるべきだと思つます。それから第二には、それらの国方としては正しいのではないかと思つております。そういう意味からいいますと、大蔵当局は、この点特に為替局は、これらの問題について、昨日もちらお話を申し上げましたように、手持ち外貨準備の状況が相当アンバランスになるという少くともおそれのあります。それから第三には、これをカバーして余りあるぐらいの金額であるかどうか。

○奥村委員長 委員長においてさようなりはからいと思います。佐藤觀次郎君。

○佐藤觀次郎君 タバコの問題でござりますと申しますが、今泉監理官にお尋ねします。タバコの強制シヨンに対する態度の問題が、ほんとうにでき上った場合に、これらの決済同盟をはんとうに動かして参るだけのレベルに達しているかどうかという点

いう意味で、よく簡単でよろしゅうございますから、現在アシア決済同盟といふ仮称のもとに考えられておりまます。しかし、各点その他のいろいろな話をしてほしいということございました。その後法律を急いでお構想を大蔵当局はお持ちになつておるかどうか、もしございましたならばそのあらましをお話願いたい、べき事柄である、具体的な問題としてはさよう考えておきます。ガットの問題といたしましては、直接心得ておりますので、いずれ別の政府委員から取調べてお答えいたせます。

○宮幡委員 欧洲決済同盟に並んでアジア決済同盟といふものをつくつたらどうか、もしございましたならばそのあらましをお話願いたい、べき事柄である、具体的な問題としてはさよう考えておきます。ガットの問題といたしましては、直接心得ておりますので、いずれ別の政府委員から取調べてお答えいたせます。

○東條政府委員 お答え申し上げましたように、抽象的な方針といたしましては、なるべく多角決済方式が望ましい。しかしながらこれを具体的な仕組みの問題に移しまして、たとえばただいま御意見のございましたアジア決済同盟といふ具体的な仕組みがそれでは成り立てるものかどうかといふことになりますが、そういう場合とプラント輸出との関係は、何か有利な点があるか不明な点があるか、これらの一連の関係を立てて参りますと、これは私から申しております。私はこの必要性があるかなません、しかしほのかに推察いたしてみると、日本がもし欧洲決済同盟に参加できる、もし参加すべきであるとなれば、必要なさうに思うのであります。しかし、もしさよな機会が得られないときは、アシア決済同盟といふものをつけ行くことが一つの考え方としては正しいのではないかと思つております。そういう意味からいいますと、日本がもし欧洲決済同盟に参加するためには、必ずしもこの決済同盟を組成いたしておりますところの各国の貿易構造をよく調べまして、そのメンバーとなる各の貿易構造において、はたして相互補完的に全体としての決済関係、バランスがとり得るかどうかという、この貿易収支を具体的に検討してみると、これがひとつの必要かつ必要なことです。つまり、この決済同盟が得られるべきだと思つます。それから第二には、それらの国方としては正しいのではないかと思つております。そういう意味からいいますと、大蔵当局は、この点特に為替局は、これらの問題について、昨日もちらお話を申し上げましたように、手持ち外貨準備の状況が相当アンバランスになるという少くともおそれのあります。それから第三には、これをカバーして余りあるぐらいの金額であるかどうか。

○佐藤觀次郎君 タバコの問題でござりますと申しますが、今泉監理官にお尋ねします。タバコの強制シヨンに対する態度の問題が、ほんとうにでき上った場合に、これらの決済同盟をはんとうに動かして参るだけのレベルに達しているかどうかという点

も非常に重要な点ではなかろうかと思ひます。いろいろの点を考え合せまして、ただいまお話のございましたアジア決済同盟といふ仮称のもとに考えられておりまます。しかし、各点その他のいろいろな話をしてほしいということございました。その後法律を急いでお構想を大蔵当局はお持ちになつておるかどうか、もしございましたならばそのあらましをお話願いたい、べき事柄である、具体的な問題としてはさよう考えておきます。ガットの問題といたしましては、直接心得ておりますので、いずれ別の政府委員から取調べてお答えいたせます。

○東條政府委員 お答え申し上げましたように、抽象的な方針といたしましては、なるべく多角決済方式が望ましい。

況だという問題もありますが、そういう点についてはたして予定通りの売上げができるかどうか。予定通りの売上げがなければ、結局末端に強制的な無理をしるということになるので、われわれもそういうことについて末端からいろいろ注意を受けるのであります。が、実際は専売公社は独占事業でありますので、大蔵委員会でも注意をしなければ、おそらくはおかむりするような向きが今まで間々あります。そういう点について、確定た今年度の予算通りの売上げができるかどうかといふことについて、もう一度今泉監理官から答弁を願いたいと思います。

○今泉政府委員 私どもといたしましては、公共を監督する立場から、いろいろな報告を受けた結果に基いて、来年度の予算の編成についてはこの程度はたいてい間違いないということで編成しておるわけでございますが、きようは幸いにその方面を相当しております。販売部長が出ておりますので、販売部長からその点の見通しについて詳細申し上げたらよろしいと思います。

○石田説明員 お尋ねの点でございますが、ただいま今泉監理官から申し上げましたことと関連する問題でござります。お話をよう二十七年度におきましては、当初の予定よりも販売の金額も数量も予えております。しかしこれは、一昨年以来の経済界の好調ということが相当あとを引いて影響して参つたのであります。二十八年度の予算をつくるにつきまして、結局もとは経済界の状況をどういうふうに見通すかということが計数の基礎になりますので、これは御推測いただけると思いま

すが、ここ一箇年先の経済界の状況を見通しするということは非常に困難な問題であります。私も乏しい知識をもちましてで見るだけ正確な見通しをつけることに努力はいたしておりますが、なかなかむずかしい。幸いにして過去の実績、人口の増加割合等をいろいろ勘案した結果、二十八年度の予算ができるておりますので、それを大体の考え方の基礎といたしまして、過最近は経済審議庁というやうなところから、かなりいろいろの計数をあげて見通しが出ておりますので、それを大体の考え方の基礎といたしまして、過去の実績、人口の増加割合等をいろいろ勘案した結果、二十八年度の予算ができるておりますので、それに基きまして実行の計画を立てるわけであります。現在のところ、幸いにして二十七年から二十八年への売れ行きの増加率は、前年度の予算をつくる場合よりも非常に落しておりますので、少し現在よりも経済的な状況が向向いて参るということであれば、おおむね間違いないなしに達成できるのではないかというふうな見通しを持つておる次第であります。

○石田説明員 御質問の趣旨は前々から連絡を受けておりますので、十分分り知りたしております。それで私は、指定のやり方を公平にやるということが私どもの仕事だと思って、以来いろいろな通牒も出し、あるいは二重、三重の本社から地方局への監督、あるいは地方局から出張所への監督、また独立の機関といたしまして監督専門の者の査察、あるいは考査というふうな制度を設けております。そういういろいろな点によつて、間違いのないようにならうやり方をいたしておりますが、結局いろいろな働きをいたしますのは、ありますし、この人を私どもの若者であるように動かすということが一番大事なことになります。手続きその他のをいろいろな具体的にいろいろなケーフをつかまえて、実際に調べて間違はないようにいろいろな機会を通じて、あらゆる方法をとつてこれを遂行して参る。ちょうど二、三日前から、地主局のそういう担当者の会議を開いております。いろ／＼お話を御題旨もございまして、十分にその点も検討して、さらに從来よりもうまくやっていくことを十分徹底させております。で、本年度は今までいろいろな御非難がありました点も、おそらく相当に改善されるものと期待しておる次第であります。

○今泉政府委員 公社といたしましては、今後の新製品等についていろいろあれこれと検討いたしておりますが、さしあたって二十八年度をもちまして、ペットよりも下級の品を出すというような点につきましては、そこでの方針としては具体的に決定しておりません。従つておそらく二十八年においてどれより下級品を出すといふようなことは、日下のところ実現する見込みはないと思います。

○奥村委員長 淺香忠雄君。

○淺香委員 私が両三日間にわたつて質問をいたしましたその内容について、おそらく再度御検討いただいたと思うのであります。すなわち私が両日間にわたつて質問をいたしましたのポイントは、今回議員立法として案になり、また通過した、母子福祉基金の貸付等に関する法律案の第十七条にある「製造たばこの小売人に指定する」と申請したときは、同法第三十一条第項各号の一に該当する場合を除き、うこの条項を中心質問をしたのですが、これに対して公社の方でありますから、これに対しても御心配の者を製造たばこの小売人に指定するよう努めなければならぬ」と対策を表示し願いたいと思います。

○今泉政府委員 先般来淺香先生の常勤御懇意な御希望もありまして、日もさつそく公社の方にもどりまして、ちょうど販売部長会議が開かれました。それで、さきに通りました身体障害者結果、さきに通りました身体障害者法に規定する身体障害者、今回通

ました母子扶助資金の貸付等に関する法律、並びに未亡人関係につきましては、従来一般のものについては昨日御説明いたしましたような条件に適合するものから選定しているというような次第でございますが、身体障害者及びこういった未亡人といふのは、特殊な立場にある方でございますので、例の予定営業所と既設小売人営業所との距離、あるいはその供給区域内の戸数について若干条件を緩和いたしまして、一般的の申請者に対するよりか、身体障害者及び未亡人につきましては大体二割程度条件を緩和するということでお優先として参りたいと考える次第でござります。営業所の距離、あるいは人口割合のほかに、いろんな標準もございまして、申請等がありました場合は、いつも申し上げた標準の緩和に準じて条件を緩和して参りたい。しかも実際に申請等がありました場合は、いろんな競願事項も起るかと思ひます。今緩和したした条件に基いて、身体障害者及び未亡人については寛大な標準で、もしもこれが早く実地調査を要するというような向きがありましても、ほかの一般の申請者に先だつてそちらした実地調査も進め、一日も早くこういった申請の許否を決定すといふ手続をとつて参りたいと考えるを第一であります。

他については万遺憾なきようどどりはからつて参りたい、こう考る次第でございまして、昨日その旨を決定いたしました。さつそく各地の販売部長はその趣旨の通達方を口頭でもつて伝えました。なおこれが万全を期するため、本社から文書をもつて今後これを通達いたしました。第一線まで徹底するように、さようどりはからいたいと考る次第であります。

○議事委員 非常に御誠意ある御答弁をただいま伺いました。私はこれで満足であります。が、急を押すようであります。が、二割方緩和するといふことは、ただいまのお話では、実地調査等におきましては、時にこの未亡人の急ぐ部門は、他の競願者があつても、他の競願者よりか優先的にこれを早く調査して行こうといふ一点。それから二割緩和するといふことは、この基準にうたわれております。たとえば距離の問題、あるいは資産内容等にわたる問題、あるいは人口の密度等の問題、そういうたあらゆる点にそれへ二割程度緩和しております。お考え方でござりますね。もう一ぺん急のために伺つておきます。

○今泉政府委員 今お話を通りに考えておきます。

○議事委員 これで私の本日質問いたしました内容について、明快な御答弁をいただきまして、非常に私は満足であります。

そこでこれに関連していくま一点お尋ねしておきたいことは、タバコ小売人の指定の基準について、先般内藤委員

八百屋さんであるか、魚屋さんであるかといふことは、これは見ればすぐわかりますが、そういうだれが見てもわかる基準がございます。こういうもの

一般の基準を見ました場合、何らこ

とに一つのものさしといふものがな

い。ただこういうものをつくつておが

ございまして、大体その基準に基いて

なければ許可するときにはだかよりど

ころがなければ困るというよしな、そ

れを改められるか、あるいはまた

来これを改められるか、あるいはまた

再度これを検討して、近い機会にこ

の国会に何らかの形においてそいい

うものを御報告していただけるもの

か、その点ひとつ伺いたいのであります。

○石田説明員 お話を非常に実務的な

ことにわたりて参りますので、私から

御返事申し上げた方がいいかと思いま

す。単なる作文にすぎないのでない

かというお話をございますが、御案内

のように、専売公社の地方の出張所と

いうものは全国にたくさんございまし

て、第一次的には、小売人の申請がござりますと、その出張所において実情

の調査をする。そのいろいろな調査の

結果、何らかの判定を下すという場合

には、やはり一定のものさしがござい

ますと、その人／＼の認定によりま

せんと、その人／＼の認定によりま

して非常にまち／＼なものになるわけ

でございます。先般資料として差上げ

ております許可基準をご覧いただき

ますと、たとえば距離であるとか、人

口であるとか、機械的に算出のできる

大体一つのものさしがございまして、

その範囲内におきまして、たとえば資

産、信用が確実であるかどうか、また

八百屋さんであるか、魚屋さんである

かといふことは、これは見ればすぐわ

かりますが、そういうだれが見てもわ

かる基準がございます。こういうもの

でございませんが、大きづばに申し

上げますとそういうことで、実情に合

うように次第に部分的にはがえ得る、

いように私どもが逐一質問しますが、

どうですか。

○石田説明員 ただいま御例示があり

ました資産信用の程度、こういうもの

を一つの基準に置くことになります

と、具体的に書こうとしたします

となく／＼むずかしい問題であります

。決してお話のような作文ではない

。お話のような検討は當時続けてお

りますので、必要があれば、いつでも

かかるといふ心組みは持つておるわ

けでございます。

○議事委員 あなたの答弁は聞えぬ話

であります。今佐藤委員が質問され

ているように、あなたは指定はこうし

て、こうしてこれに対する考査員

なり考査役なりを派遣して監督してい

りますが、この趣旨は、タバコの

営業をやるにつきましての資金信用の

程度と／＼よううことあります

。非常に判定が困難な場合といふものは

あまりないようになります。普通の営

業をやつておられる方でござりますれ

ば、まず問題はない、営業資金といた

しましても、そう非常にむずかしい問

題があるわけでございませんで、大体

はここにあります距離でありますと

か、人口の密度とか、そういうものを

第一義的に適用いたしまして、普通営

業をやつておられる、あるいは普通の

社会的な常識でもつて、各地方局ご

とに認定しておられます。状況が

かわるにつれて、その基準のあてはめ

う距離を直していくかどうか。多年

方かもわつて来るといふようになつて

おります。現在あります、たとえば百

メートルとか五十メートルとか、そ

ういう距離を直していくかどうか。多年

それがために、今までこの委員会が

開かれるたびに小売人の許可に対する

評議経営能力の有無」をもって抽象

的なことばかり羅列してあるのです。

それがために、今までこの委員会が

開かれるたびに小売人の許可に対する

評議経

準はないかと思つて考へているのでござりますけれども、なか／＼言葉に書き表わすことはなづかしいこともございまして、いいお知恵がございまし

たら御意見をお聞かせ願えれば、十分御趣旨を取入れたいと考えております。

○議事委員 これは一つ／＼取上げま

すと非常に時間がかかりまして、皆さ

んにも迷惑をかけるから——問題は、

あなたはこれはこれでもう絶対いいの

だというお考へらしい。ところが私ど

もがこれを見ます場合に、現実の質問

をしている人たちを初めとして、一般

の空気が全部この基準に対しても非常

に抽象的なものだということになつて

いる。だからこういうものを基準にす

ることによつて物議をかもすのだ。し

かも國にとつては非常に大きい財政に

関係するこういう問題を、この基準を

もつて流すからかかる問題が次から次

と起るので、これをひとつ再検討して

みて、そうしてみんなの意見も聞いて、悪い点を修正でもなさるというな

いふべきをねらがる問題がござりますし、な御趣旨の点もござります。されませんが、絶対に直さないといふことを申し上げてゐるのは、ありますから、それで、さしあたりこれでいいと思つて

いるという心境がそのまま反映したた

めに、そういうふうにお受取りになつたと思ひます。當時検討を繰り返してお

ましたし、な御趣旨の点もござります。そこで、もつと明確に基準をつくり直す、あるいは修正すべき必要があるか

ということは早急にあらためて検討して、必要があれば直したいといふを願ひたいと思ひます。

○中崎委員 このタバコの小売人の指定については、きわめて不明朗だといふ印象をわれ／＼は各方面からもたらす、あるいは修正すべき必要があるかないのですが、陳列です。指定の許可

があります。ことにこの示された基準の中において「その他必要な事項」ということは一体どういうわけなんですか。きわめてこれは困る。これはまるきり全体をひっくり返すのです。

またとえば昨年私が直接携わった例もありますが、東京の地方専賣局長自身の意見では、それはよかろうといふことがありますで、自分の知合の陳列屋にこれをやらうとしますと、設計書を出しますと、何とかかんとか難くせつける。そして、こううものはやはりなれど、なれたというと、これは指定の

陳列屋ではないけれども、いつも公社に出入りしている陳列屋があるから、これにやらした方がいいという暗に指定の陳列屋にやらせろと言わんばかり

で、今許可をもらえるられないかの

ことある小売人にはつきり責任をとつて言われた。それが下の方へ行つたらうやむやになつてしまつた。いふことを、すみやかに準備をしてやるといふ方針を明らかにしてもらいたいと思

う。

○石田説明員 お話のような御趣旨の点は、私、公社に帰りまして、なお上

の者とも相談して、なるべく御期待に沿うように処置いたいと思ひます。

○川野委員 私、アルコールの問題

について、知らぬ間にばとつぱかれておいて、知らぬ間にばとつぱかれておいて、知らぬ間にばとつぱかれておいて、知らぬ間にばとつぱかれておいて、

ておりますものの陳列が、その許可を受けた小売人の意に基いて陳列をされ

いたもしば／＼そういう発言もあるの

で、許可するといつて店まで用意さ

ておるかどうかと云ふこと、これは販

売部長さんよくひとつの方まで一べ

と申し上げてゐるのではありませんので、さしあたりこれでいいと思つて

願ひたいと思ひます。これで打切りま

す。

○中崎委員 このタバコの小売人の指定については、きわめて不明朗だといふ印象をわれ／＼は各方面からもたらす、あるいは修正すべき必要があるかないのですが、陳列です。指定の許可

が十一月に払下げを受けて操業を続行いたしますが、払下げを受けたものは、両工場とも宝酒造株式会社でございます。

それから本年度の工場払下げの問題ですが、現在国会に提出されている予算案におきましては、一施設二工場を払下げるという方針のもとに組まれております。しかし、本年度中に二工場払下げすることになるだろうと思つております。

部払い下げるといふうわさが実は立つておるわけでございますが、さらに払下げられる意向がござりますか。たゞ近時さるにアルコール工場を一

ヶ所に許可しておるということがたびたびある。どういうような無責任をすることをするものだから、あなた方が示したこの基準そのものもわれ／＼は信頼できない。この点をもう少し広く朝野の識者を集めて、納得の行くよう

うな基準をつくられて、その基準によるいは遺族の人たちに対しては二割程度というお話をあつた。その場合においては、たとえば資産信用の程度及び営業経営能力の有無というようなものをおへられたら、みんなオミツトされてしまう。これをどういうふうに適用されるか。こういうあうないいふかげんな基準では決してそういうもの

は解決がつかない。この席においてそ

ういうものに当つてはまるような基準をつくるかといふことを、すみやかに準備をしてやるといふ方針を明らかにしてもらいたいと思う。

○石田説明員 お話のような御趣旨の

点は、私、公社に帰りまして、なお上の者とも相談して、なるべく御期待に沿うように処置いたいと思ひます。

○川野委員 私、アルコールの問題

については、知らぬ間にばとつぱかれておいて、知らぬ間にばとつぱかれておいて、知らぬ間にばとつぱかれておいて、

下げが決定いたしておりますか。その点を一点お尋ね申し上げてみたいと存じます。

○渡邊説明員 お答えします。昨年の

払下げ工場は二工場であります。宮崎県の高鍋工場、これが昨年の十月であります。それから長崎県の島原工場が十一月に払下げを受けて操業を続行いたしますが、払下げを受けたものは、両工場とも宝酒造株式会社でございます。

部払い下げるといふうわさが実は立つておるわけでございますが、さらに払下げられる意向がござりますか。たゞ近時さるにアルコール工場を一

ヶ所に許可しておるといふうわさが実は立つておるわけでございますが、さらには下げられる意向がござりますか。たゞ近時さるにアルコール工場を一

に対する基準はどういうところに置くて貸しておるのかとということをお伺いいたしたい。

それからこの資金は農具とか肥料、家畜、住宅、あるいは共同施設、こう

うものに貸し付けるようになつております。私は記憶しておるのであります。

こうした開拓者に対する生活資金のめ

んどうはどういう方面で見てやるか。そうでないと、せつからくこれだけ貸し

付けても開拓は成り立たないのではないか。それらが離農の原因になつて行

くのではないか。もう一つ制度金融と

いう形で貸し付けておるということをい

聞いておる。しかもそれが積立ての十

二倍を貸し出しているということをい

つておる。そうすると開拓資金

は二本建で貸し付けられているわけ

ですが、この二本建で貸し付けるのはよ

いのか悪いのか。あくまでもこの中金

の制度というものは保持して行くのか

どうか。こうした中金から貸し出され

る制度金融、あるいは融通法に基いた

金融の窓口はどこにあつて、ど

こでこれを取扱つておるのか。以上に

まぜんから一括してお答え願つてけ

どうです。

○大槻説明員 開拓者の離農して行く

数はどうか、状況はどうかといふ御質

問に対しましては、二十六年度末まで

に約二十万八千の入植者があつたわけ

が、この離農は、開拓の初期時代の二

十一年、二十二年の入植者に非常に多くあつたわけでございます。この離農

した原因を見ますると、大体病弱者、

それから転業者が非常に多くなりまし

て、経済情勢がいろいろかわつて来ま

して、以前に工場なり商業なりをやつ

ていた人たちが元の職業に帰つたとい

うのが非常に多いようになつております。

それから駐留軍の関係の問題であり

ます。二十七年度には、北海道四地

区と内地三地区が駐留軍の方に接收さ

れるということが決定いたしました。

その関係として二百四戸が離農して、

新たに別の開拓地へ入ることになつて

おります。これにつきましては、「一定

の基準によりまして、その今までおり

ました開拓地にいろいろ投資した額、

あるいはそれによつて損害をこうむる

額、こういうようなものを計算いたし

まして、その額を補償することになつ

ております。それでこの開拓者資金を

ます。現在外国のやみタバコが流れます。するルートは、ほとんど米軍の駐留基地から流れます。日本のタバコが安ければ流れないのでないかという御意見もござりまするけれども、実は駐留軍の兵隊たちがいろいろな、たとえば酒を飲むとか、遊ぶとか、そういう場合に、自分の持つている金がなくなつて参りますと、やみタバコを代償にして自分の娛樂の代価に供するというふうなことから一番流れ来るのであります。まして、結局は元はそういう兵隊が——大体あれはそれ——一週間何カートンというふうに駐留軍部内で割当がございますが、いろいろ見ておりますと、その割当以上に持ち出していく傾向が多分にあるように思われます。もちろん外部へ出したものは、先ほど申し上げました専売監視というものが取締つておりますが、なおそれぞれ駐留軍の司令官、憲兵隊長、そういうものに直接こちらの方からいろいろ折衝をいたしまして、部内における取締り、あるいは法律においても、これは行政協定に基く法律でございますが、アメリカの軍がそれを日本人に流すということは違法であるという法律もございますので、そういう法律の趣旨の徹底方、あるいは専売法、あるいはタバコ専売の意義の説明、そういう手を通じて協力を求めておられます。幸いにして駐留軍の幹部将校の人々はよく了解をしてやるから遠慮ができるだけの協力をしてくれまして、ござりますので、いろいろな機会を通じて先方の協力を求め、なお地方の検査官方面におきましてもいろいろ御援助をいただきますので、そういう方面を

通じ、あるいは警察方面、いろいろ手を通じて協力を願っている次第でございます。

○中崎委員 今の外国タバコに対する専売公社の方の態度については、一面においてはいいと思いますが、もう少し高いところから、ことに法律もあるのですし、それから国と國との関係といいますか、国家財政の面から見ても、いいますか、国家財政の面から見ても、そうですし、また法律そのものを一面において何か空文化しておるというようなことはきわめて好ましくない事態であるので、もう少し外交折衝において——ただ地方的に行つてこれ懇請するなどいうでなしに、正々堂々と、もう少し國際問題といいますか、大きな角度からこれを取上げて行くというふうなことが必要ではないかといふことがあります。そこで、この点についてどうお考えになりますか。

○石田説明員 先ほど申し落しましたが、結局中央の方でもっと強力に取締りの点について折衝したらどうかといふ御趣意だと思います。これは外務省の方にもお願いしておりますし、なお行政協定の運用につきまして合同委員会というものができますが、そのルートにも乗せまして、その中央の方からの指令で地方のいろいろな駐留部隊を動かすという方向にいろいろお願いをして、手を打つつあるのですが、なほそのほかにも機会がありますれば、そういう場合を利用したいと考えております。

○中崎委員 もう一つ伺いますが、やみタバコの問題は、これは酒の場合も同様なのですが、取締ることももちろん必要なのですが、ただ取締るだけではなく、撲滅はもちろんできぬと思りますれば、そういう場合を利用したうのであります。そこで一つの宣伝ですね。外国タバコをあまり吸わないよう、もう少し國家観念を植えつけるといいますか、納税思想を植えつけるといふか、いずれにしてももう少し国家おいてはむしろアメリカのタバコよりもいいものである。先ほど申しましたように、単に値段が安いという点だけではなか／＼抑圧しきれども、品質に違うのでござりますけれども、現に最近のビースが非常に悪化している。その間に

おいて一番多いのが百二十円見当です。それからもう一つは値段の点です。それがたとえばラッキーのときは、安いのは八十五円くらい、高いのは百三十円くらいで売られている。その間に大所高所から交渉すべきだと私は考えております。

○川野委員 ただいま議題となつておられます法律案中国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案開拓者資金融通特別合計において貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案、漁船再保險特別会計における漁船再保險事業について生じた損失を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案、製造たばこの定額の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案、解散団体財産収入金特別会計法を廃止する法律案、アルコール専賣事業特別会計法の一部を改正する法律案及び製塩施設法の一部を改正する法律案の七法案につきましては、質疑も大体尽されたと思われますので、この際質疑を打ち切り、討論を省略し、採決に入らんことを望みます。

○奥村委員長 ただいまの川野芳滿君の動議ごとく決定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奥村委員長 御異議ないようありますから、ただいまの川野芳滿君の動議のごとく、国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案、開拓者資金

融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案、漁船保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案、製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律案の一部を改正する法律案、解散団体財産収入金特別会計法を廃止する法律案、アルコール専売事業特別会計法の一部を改正する法律案及びアルコール専売事業特別会計法の一部を改正する法律案の一部を改正する法律案、解説団体財産収入金特別会計法を廃止する法律案、アルコール専売事業特別会計法の一部を改正する法律案及び製塩施設法の一部を改正する法律案及び製塩施設法の一部を改正する法律案の七案につきましては、以上をもつて質疑を打切り、討論を省略して、これよりただちに採決に入ることといたします。まず国有林野事業特別会計法の一部を改正する法従案、開拓資金金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案及び漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案の三案を一括議題として採決いたしました。

○奥村委員長 起立総員。よつて右三案をいすれも原案の通り可決します。

（議員起立）
○奥村委員長 起立総員。よつて右三案をいすれも原案の通り可決いたしました。
次に製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案及び製塩施設法の一部を改正する法律案の両案を一括議題として採決いたします。

右両案をいすれも原案の通り可決するに賛成の諸君の御起立を願います。（議員起立）
○奥村委員長 起立総員。よつて右両案は、いすれも原案の通り可決いたしました。

ました。

次に、解散団体財産収入金特別会計法を廃止する法律案及びアルコール専売事業特別会計法の一部を改正する法律案の両案を一括議題として採決いたします。

右両案をいすれも原案の通り可決するに賛成の諸君の御起立を願います。（議員起立）

○奥村委員長 起立総員。よつて右両案は、いすれも原案の通り可決いたしました。

なおただいま可決いたしました七法案に関する報告書の作成並びに提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じます。

次会は公報をもつてお知らせいたします。本日はこれをもつて散会いたしました。

午後零時十二分散会

〔参考〕

国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

開拓者資金金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

解散団体財産収入金特別会計法を廃止する法律案（内閣提出）に関する報告書

（内閣提出）に関する報告書

製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書